

見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月25日(水) 午後3時
2. 開催場所 見附市役所 4階 大会議室
3. 出席委員 12名
1番 齋藤高央 2番 渡邊和明 3番 佐藤徹
4番 小林平仁 5番 三本友子 6番 齋藤義夫
7番 関谷常夫 8番 三沢孝喜 9番 高橋行雄
10番 小杉義光 11番 櫻井政志 12番 山田久栄
4. 議事日程
 日程第1 会議録署名委員の指名について
 日程第2 報告1号 農地法第4条の規定による転用届出の受理について
 日程第3 議第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議第2号 見附市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想改定の協議について
5. 農業委員会事務局職員
 局長 北村保 次長 菊地民男 係長 菰澤亜紀子
6. 会議の概要
 (午後3時 開会)

議長 ただ今から、令和7年6月の農業委員会総会を開会いたします。

(関谷会長) 本日、出席委員は12名全員出席です。よって総会は成立しております。招集案内により出席していただいている、農地利用最適化推進委員におかれましては、地域の議案もありますので意見等ありましたら積極的な発言をお願いします。

 はじめに会議録署名委員の指名でございますが、議席番号、8番 三沢委員、10番 小杉委員の2名をお願いします。

議長 報告に入ります。「報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告をお願いします。

(関谷会長)

事務局 報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出の受理について報告します。

(菊地次長) 7番 申請地目は田、計2筆、面積合計902㎡です。転用目的は住宅・物置敷地及び庭。市街化区域内にある農地で、住宅地の中に位置しており、周辺地域

に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので、受理したものです。報告は以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。質問がありましたらお願いします。

(関谷会長)

(質問、意見なし)

質問がないようですので、これで報告を終わります。

議長 続いて議事に入ります。「議第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」上程します。議第1号について事務局より説明願います。

(関谷会長)

事務局 「議第1号 農地法第4条の規定による許可申請の許可について」説明します。
(菊地次長) 3番 申請地目は畑、面積297㎡です。申請人は、平成22年11月30日に相続し所有している土地を確認したところ、農家住宅と農作業所として使用している土地の一部が農地地目であることが判明し、今回申請するものです。昭和31年に農家住宅を建設、昭和53年に農作業所を建設されました。立地基準は住宅が連坦する区域内の農地で宅地化の状況などから第3種農地と判断されます。

資料として1-1 位置図、申請地の全部事項証明書、更正図の写し、地元農家組合長から農地転用に関して支障がない旨の同意書等を添付してありますので、ご確認をお願いします。

4番 申請地目は畑、面積510㎡です。申請人は、所有している土地を確認したところ、農作業所として使用している土地の一部が農地地目であることが判明し、今回申請するものです。平成29年に農作業所を建設されました。立地基準は住宅が連坦する区域内の農地で宅地化の状況などから第3種農地と判断されます。

資料として1-2 位置図、申請地の全部事項証明書、更正図の写し、地元農家組合長から農地転用に関して支障がない旨の同意書等を添付してありますので、ご確認をお願いします。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。3番について地区担当委員の三本友子委員より補足説明をお願いします。

(関谷会長)

三本委員 事務局の説明のとおり、住宅を建て替えしようとしたところ、地目が畑の上に、住宅の一部と作業所が建っていることがわかり、今回の申請に至りました。

た。住宅の裏の方に畑が地続きで続いており、他の農地には何ら影響はないので、この申請で大丈夫と思います。

議長 4 番について地区担当委員の佐藤剛推進委員より補足説明をお願いします。

(関谷会長)

佐藤委員 申請の場所は、作業場として利用しており、現在、住宅等をリフォームしよう
と確認したところ、一部農地と分かったものです。近隣に影響を及ぼすことも
なく、問題がないということを確認いたしました。

議長 事務局、地区担当委員の補足説明が終わりました。質疑、意見がありましたら
(関谷会長) 発言をお願いします。

平井委員 同意書についてですが、3 番については区長、4 番については農家組合長になっ
ていますが、違いは何ですか。

事務局 基本的には、地元の農家組合長の同意書をお願いしていますが、その地域によ
(菊地次長) って判断する立場の方が、区長の地域もありますし、農家組合長の場合もあり
ますので、その地域の判断できる方に同意書をお願いしています。

議長 ほかにご意見ありますか。

(関谷会長)

(質疑、意見なし)

質問ご意見ないので、採決に入ります。議第 1 号を原案のとおり決定
することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議第 1 号は、原案のとおり決定いたしまし
た。

議長 続いて「議第 2 号 見附市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想改定の
(関谷会長) 協議について農地法第 3 条の規定による許可申請について」上程いたします。
このことについて、農林創生課に出席を求めていますので、説明をお願いします。

農林創生課
(長谷川係長)

「議第2号 見附市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想改定の協議について」説明いたします。

令和7年4月に、国の農業経営基盤強化促進法の基本要綱、県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が改訂されました。それに準じて見附市の基本構想も変更するものです。

今回の改訂ですが、地域計画のスタートに伴いやや大きな変更となります。県の方針における農業経営の指標も変更されたことから、当市の基本構想の経営指標も県の算出根拠を準用し変更しました。この経営指標は認定農業者の認定の目安や農地中間管理事業の農業者の状況を表す選択肢の一つになっていますので、指標の大幅な上昇は避け実情にあわせた数値にしています。

また、他産業従事者と遜色ない所得水準として指標を上乗せした数値にしています。

これまで指標にあった、水稻+酪農、水稻+養豚は、県の方針から削除されたこと、当市の動向を勘案し削除しました。

令和7年4月から、農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に関するもの、地域計画の実現に向けた文言の修正などを行いました。

今後は農業委員会で意見をいただくとともに、JAえちご中越等の関係機関へ意見照会を行った後、新潟県と協議のうえ、10月頃に公告という流れになります。

それでは変更箇所についてかいつまんで説明します。

まず、経営モデルの指標を変更してあります。令和3年から県の指標の変更はありませんでしたが、今回、県が見直しを行ったことにより、当市の指標も変更しました。所得目標は、先ほど申し上げたとおり、1人あたり400~450万円を50万円引き上げ、450~500万円としました。

これまでの水稻+酪農、水稻+養豚も、当市でもこういう経営形態がいないことから、県と同様に削除しました。

また、現在、内容について、同時に県と調整を図っているところで、文章の削除等がある可能性があります。方針内容の中身や数値に変更があるものではありませんので、まとめ次第、再度、皆様にお示ししたいと思いますのでご了承いただきたいと思います。説明は以上です。

議長
(関谷会長)

事務局の説明が終わりました。質疑、意見がありましたら発言をお願いします。

三本友子委員

9.新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標、(1)で、新規就農者が2~3人、とあります。(2)では、青年等の育成目標が280人と記載がありますが、これはどういう意味なんでしょうか。

農林創生課 現在、当市の年間の新規就農者が、2～3 人という状況です。県の方針で掲げて
（長谷川係長） いる目標が 280 人となっています。280 人を県全体で達成するにはということ
 で、当市は 5 人程度を目標値としました。

議長 ほかに意見、質問もないようですので、「議第 2 号」について、承認すること
（関谷会長） に異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認め、原案のとおり承認いたします。

議長 本日の日程は全て終了いたしました。以上で令和 7 年 6 月の農業委員会総会を
（関谷会長） 閉会いたします。

（午後 3 時 30 分 閉会）

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____

議事録調製者（係長） _____